

【参考資料 4 - 2】 建築基準法における J I S の引用について

建築基準法体系における J I S の引用については、単純な材料規格を除くと、以下の 3 パターンの認定が認められる。

A システム全体の規格に係る規格

- ① 木造校舎の設計基準
(JIS A 3301 (木造校舎の構造設計標準) -1993)
(令第 48 条の第 2 項第二号 / 平成 12 年建設省告示第 1453 号)
- ② 避雷設備の構造
(JIS A 4201 (建築物等の雷保護) -2003)
(令第 129 条の 15 第一号 / 平成 12 年建設省告示第 1425 号)

B 設備の容量・寸法に係る規格

- ① 浄化槽の処理対象人員の算定方法
(JIS A 3302 (建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準))
(令第 32 条第 1 項 / 昭和 44 年建設省告示第 3184 号)
- ② 非常用エレベーターのかご及び昇降路の寸法
(JIS A 4301 (エレベーターのかご及び昇降路の寸法) (昭和 45 年改正)
のうち、E-17-C0 に関する部分)
(令第 129 条の 13 の 3 第 6 項 / 昭和 46 年建設省告示第 112 号)

C 材料の試験方法の規格

- ① コンクリートの強度試験方法
(JIS A 1108 (コンクリートの圧縮強度試験方法) -1999)
(JIS A 1107 (コンクリートからのコア及びはりの切取り方法及び強度試験方法) -1999 のうち、コアの強度試験方法)
(令第 74 条第 2 項 / 昭和 56 年建設省告示第 1102 号)
- ② 簡易な構造の建築物に係る防火上支障のない外壁及び屋根の構造
(JIS A 1322 (建築物薄物材料の難燃性試験方法))
(令第 136 条の 10 第二号及び同条第三号イ / 平成 12 年建設省告示第 1443 号)
- ③ 鉄筋コンクリート組積造に係る組積ユニットの品質
(JIS A 5406 (建築用コンクリートブロック) -1994 の透水性試験)
(令第 80 条の 2 第一号 / 平成 15 年国土交通省告示第 463 号)